

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 2 月 26 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 2 号

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

寒川町特別職の職員の給与に関する条例(昭和 38 年寒川町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 200」を「100 分の 205」に、「100 分の 215」を「100 分の 220」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

23 平成 30 年 6 月及び同年 12 月に支給する期末手当についての第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 205」とあるのは「100 分の 200」とし、「100 分の 220」とあるのは「100 分の 215」する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。